

情報倶楽部

2026年3月

No. 298

編集発行人 税理士 細見 秀樹

〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400

お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2026/08taikou_gaiyou.pdf

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2026/20251226taikou.pdf

消費税

★ 令和8年消費税の税制改正

Q. 令和8年の税制改正において、消費税の2割特例や8割控除が見直されるとか。どのようなになるのですか？

A. 消費税では、インボイス制度の導入に伴い、免税事業者から課税事業者になった小規模事業者の負担を軽くするため、「2割特例」や「8割控除」といった経過措置が設けられています。令和8年度税制改正では、これらの特例について内容の見直しが行われました。まず「2割特例」は、インボイス登録をした小規模事業者が、売上にかかる消費税のうち2割だけを納めればよいという簡便な制度です。この特例は当初、令和8年9月末までの時限措置とされていましたが、改正では、一定の個人事業者について、令和9年・令和10年分も実質的に税負担を軽減する仕組みが設けられました。具体的には、2割特例が使えなくなる課税期間に限り、納付税額を売上税額の3割(=7割控除)とする特別措置が講じられます。

一方、免税事業者からの仕入れに対して認められている「8割控除」などの経過措置についても、将来の段階的な縮小を前提に、制度の整理が進められています。

今回の改正は、インボイス制度への円滑な移行を支えつつ、特例に過度に依存しない仕組みへ移行することを目的としています。小規模事業者は、自身がどの特例をいつまで使えるのかを確認し、早めに対応を検討することが重要です。

所得税

★ 令和8年税制改正 超高額所得者に対する課税

Q. 令和8年の税制改正では、超高額所得者に対する課税が見直されるとか。どのようなになるのですか？

A. 令和8年度税制改正では、年収が極めて高い人に対する所得税の負担を見直す改正が行われます。これは「1億円の壁」と呼ばれる問題への対応で、高所得者ほど税負担率が下がってしまう不公平を是正することが目的です。

これまで、株式の配当や譲渡益は税率20%の分離課税となるため、給与収入が中心の人よりも、金融所得が多い超高額所得者の方が、所得全体に対する税率が低くなるケースがありました。

この点を調整するため、令和5年度税制改正で「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置」が導入されています。

今回の令和8年度改正では、この措置がさらに強化されます。

具体的には、対象となる基準所得金額のうち、特別控除額が3億円から1億6,500万円に引き下げられ、また、適用税率が22.5%から30%に引き上げられます。

これにより、年収が概ね3億円超の人は、従来よりも税負担が増える仕組みとなります。

この制度は、通常の所得税計算で算出した税額と、特別な計算方法による税額を比べ、多い方を納める仕組みです。なお、預貯金の利子やNISAによる非課税所得は対象外ですが、多額の配当や株式売却益がある場合は影響を受けます。改正は令和9年分の所得税から適用され、高額所得者にはより公平な負担が求められる内容となっています。

★ 令和8年税制改正 青色申告特別控除の見直し

Q. 令和8年の税制改正では、青色申告特別控除が見直されるとか。どのようになるのですか？

A. 令和8年度税制改正では、個人事業主などが利用できる「青色申告特別控除」について見直しが行われます。

目的は、電子申告や帳簿の電子化をさらに進め、適正な申告を促すことです。

改正は令和9年分以後の所得税から適用されます。

まず、控除額の区分が整理されます。複式簿記で帳簿を付け、期限内に申告する場合、原則の控除額は65万円です。

ただし、これまで認められていた「書面提出でも55万円控除」という取り扱いは見直され、e-Taxによる電子申告を行わない場合、控除額は55万円から10万円に大きく引き下げられます。

一方で、電子申告に加え、優良な電子帳簿保存や請求書データの自動連携など、一定の電子化要件を満たす場合には、控除額が75万円に引き上げられます。

これにより、デジタル対応を進めている事業者ほど有利になる仕組みです。

また、簡易簿記による「10万円控除」についても条件が追加され、事業所得や不動産所得の前々年の収入が1,000万円を超える人は対象外となります。

規模の大きい事業者には、より正確な記帳が求められます。

今回の改正により、青色申告特別控除は「電子申告・電子帳簿を行う人ほど控除が大きい制度」へと変わります。今後も控除を有効に活用するためには、早めにe-Taxや電子帳簿への対応を進めることが重要です。

★ 令和8年税制改正 住宅ローン控除の見直し

Q. 令和8年の税制改正では、住宅ローン控除が見直されるとか。どのようになるのですか？

A. 令和8年度税制改正では、住宅ローン控除について「延長」と「内容の見直し」が行われます。

住宅取得を後押ししつつ、省エネ性能の高い住宅への誘導を強めるのが大きな目的です。まず、住宅ローン控除の適用期限が5年間延長され、令和12年12月31日までに入居した住宅が対象となります。

これにより、令和8年から令和12年にかけて住宅を取得した人も、引き続き控除を受けられます。

一方で、借入限度額や控除内容は住宅の種類によって差がつけられます。

認定住宅やZEH水準省エネ住宅など、省エネ性能の高い住宅は、借入限度額が最大4,500万円（子育て世帯等は最大5,000万円）と手厚く設定されます。控除率は年0.7%、控除期間は原則13年です。

これに対し、省エネ基準を満たさない新築住宅は、原則として住宅ローン控除の対象外となります。環境性能の低い住宅は税制面で不利になる点が大きな変更点です。

また、既存住宅については控除期間が10年から13年に延長される区分があり、子育て世帯などへの上乗せ措置も新築だけでなく既存住宅まで対象が広がります。

今回の見直しにより、住宅ローン控除は「誰でも使える制度」から「省エネ住宅を選ぶ人を重点的に支援する制度」へと性格が変わっています。

★ 令和8年税制改正 NISA制度の拡充

Q. 令和8年の税制改正では、NISA制度が拡充されるとか。どのようになるのですか？

A. 令和8年度税制改正大綱では、NISA（少額投資非課税制度）がさらに使いやすくなるよう制度の拡充が示されました。目的は、子どもから高齢者まで、あらゆる世代の長期・安定的な資産形成を後押しすることです。

大きなポイントの一つが、「こどもNISA（未成年者つみたて投資枠）」の創設です。

これまで18歳以上が対象だったNISAについて、0歳から17歳までの子どもを対象とした新たな枠が設けられます。年間投資枠は60万円、非課税で保有できる限度額は600万円、非課税期間は無期限とされ、将来の教育資金や資産形成に活用できます。子どもが18歳に達すると、自動的に大人向けの新NISAへ移行します。

次に、「つみたて投資枠」の対象商品の拡充です。

これまで主に投資信託が中心でしたが、低リスクで安定した運用が見込まれる一定の債券型投資信託なども対象に加えられ、投資初心者や高齢者でも利用しやすくなります。

さらに、手続きの簡素化も進められます。新NISA口座開設後に必要だった郵送による本人確認が見直され、金融機関による簡易な確認で対応できるようになります。

今回の改正により、NISAはより身近で長期的に使いやすい制度となり、家族全体での資産形成が進むことが期待されています。